

小美玉市指定給水装置工事事業者指定事項変更届について

変更事由	必要となる届出書類・添付書類	
	法人の場合	個人の場合
① 事業者の氏名または名称を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第8号（指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書） ◀添付書類▶ ◇登録事項証明書（原本） ◇定款の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ◀添付書類▶ ◇住民票の写し （省略していないもの）
② 代表者または役員の氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第8号（指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書） • 様式第2号（誓約書） ◀添付書類▶ ◇登録事項証明書（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ◀添付書類▶ ◇住民票の写し （省略していないもの）
③ 住所または所在地を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第8号（指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書） ◀添付書類▶ ◇登録事項証明書（原本） ◇事業所の位置図、配置図 	<ul style="list-style-type: none"> ◀添付書類▶ ◇住民票の写し （省略していないもの） ◇事業所の位置図、配置図
④ 給水装置工事主任技術者の選任で変更等があったとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第10号（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書） ◀添付書類▶ ◇給水装置工事主任技術者免状の写し（選任のみ） ◇給水装置工事主任技術者証の写し（選任のみ） 	
⑤ 給水装置工事主任技術者の解任があったとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第10号（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書） ◀添付書類▶ なし 	
⑥ 事業者の廃止・休止・再開があったとき	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第9号（給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書） ※廃止又は休止は30日以内、再開は10日以内 ◀添付書類・その他▶ なし・※廃止の場合は指定証を返却 	

（注意：追加資料について）

- I 上段変更事由①～⑤の提出時には「（小美玉市指定給水装置工事事業者）業務内容等確認書」を提出すること。（なお、確認書内容に変更がない場合には提出不要）
- II 変更事項が生じた日から30日以内に届出書類を提出できなかった場合には、書類提出の際に遅延理由書の添付が必要となります。
- III 指定後の更新については任期満了までに更新手続きが必要となります。